

事業者の
皆様へ



「熊本市公契約条例」 を制定しました！

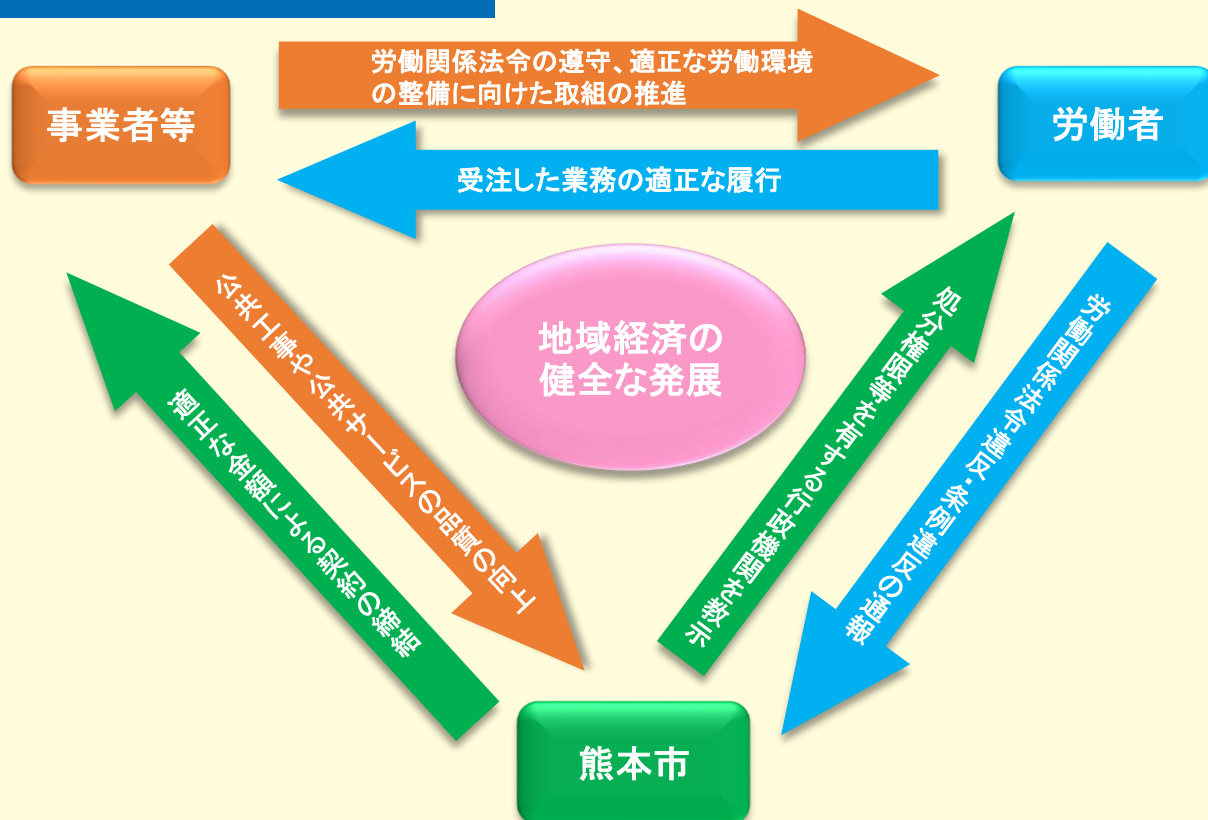
公契約を通じて、地域経済の健全な発展のための取組を推進します！

令和8年(2026年)4月1日施行

公契約条例とは？

熊本市が発注する建設工事や業務委託などの公契約を通し、更なる行政サービスの品質の向上や、労働者の適正な雇用環境の確保等を図るため、公契約の基本理念や、発注者である市と受注者である事業者の責務及び取組方針等の必要な事項を定めたものです。

公契約条例で構築する相互関係



【問い合わせ先】

熊本市役所 契約監理部 契約政策課

TEL:096-328-2136/FAX:096-359-7689

熊本市公契約条例について
詳しくはホームページへ

熊本市 公契約条例

検索



「熊本市公契約条例」のポイント💡

ポイント 01

事業者は何をすればいいの??



■ 誓約書の提出

適正な労働環境を確保するためには、労働関係法令を遵守する必要があります。そこで、市と契約を締結する場合は、業者登録時に誓約書及び就業規則届の写しや36協定届の写しなどの挙証資料をご提出いただきます。

■ ポスターの掲示

契約締結後に公契約条例に関するポスターをお渡ししますので、業務を実施する作業場所の見えやすい場所にポスターの掲示をお願いします。

ポイント 02

市役所は何をするの??



■ 関係機関との連携

労働者から条例違反の通報があった場合、必要に応じて法令違反行為について処分権限等を有する行政機関をお伝えします。

■ 中小企業者への発注機会の増大

市内企業への発注機会を増やします。また、分離分割発注の推進にも取り組みます。

■ 適正な金額による契約の締結

最新の価格動向調査の結果に基づき、適正に予定価格を設定します。

ポイント 03

公契約条例の制定で私(事業者・労働者・市民)にどんなメリットがあるの??

事業者

適正な金額による契約の締結や中小企業者の受注機会が増大します。

労働者

市と事業者との契約が適正な金額で締結されることで、そのことが労働者に支払われる賃金にも反映されるなど、労働環境が整備されます。

市民

市民の方々に提供される公共サービスの質が向上します。

